託者に通告する時に、(a)の規定に基づいて他の締約国によって既に付された留保に対して異議を申し立てることができる。(a)の規定に基づいて付される留保に対して締約国が異議を申し立てる場合には、当該異議を申し立てる締約国と当該留保を付する締約国との間においては、同部の規定の全部を適用しない。

3　この条約の関連する規定に別段の明示の定めがない限り、1又は2の規定に基づいて付される留保は、

(a)　留保を付する締約国に関しては、他の締約国との関係において、留保に係るこの条約の規定を留保の限度において修正する。

(b)　(a)に規定する他の締約国に関しては、留保を付する締約国との関係において、留保に係るこの条約の規定を留保の限度において修正する。

4　締約国が国際関係について責任を負う地域によって、又は当該地域のために締結された対象租税協定に適用される留保については、当該地域が前条（署名及び批准、受諾又は承認）1(b)又は(c)の規定に基づいてこの条約の締約国となるものでない場合には、当該地域の国際関係について責任を負う締約国が付する。この場合には、当該留保は、当該締約国によって当該締約国の対象租税協定に付される留保と異なるものとすることができる。

5　留保については、2、6及び9並びに次条（通告）5の規定に従うことを条件として、署名の時又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の時に付する。ただし、この条約の締約国となった後に第十八条（第六部の規定の適用の選択）の規定に基づき第六部（仲裁）の規定を適用することを選択する締約国は、当該締約国が同条の規定に従って寄託者に通告する時に1(p)から(s)までの規定に基づく留保を付する。

6　署名の時に留保を付する場合には、当該留保は、批准書、受諾書又は承認書が寄託される時に確認されなければならない。ただし、2、5及び9並びに次条（通告）5の規定に従うことを条件として、当該留保を含む文書において当該留保が最終的なものであることが明示される場合は、この限りでない。

7　署名の時に留保を付さない場合には、予定される留保の暫定的な一覧が、署名の時に寄託者に提出されなければならない。

8　次の各規定に基づいて付される留保に関し、第二条（用語の解釈）1(a)(ii)の規定に従って通告される協定であって関連する規定に規定する留保の対象となるものの一覧並びに次の規定（(c)、(d)及び(n)の規定を除く。）に基づいて付される留保については当該協定の関連する各規定の条及び項の番号の一覧が、当該留保を付する時に提出されなければならない。

(a)　第三条（課税上存在しない団体）5(b)から(e)まで及び(g)

(b)　第四条（双方居住者に該当する団体）3(b)から(d)まで

(c)　第五条（二重課税の除去のための方法の適用）8及び9

(d)　第六条（対象租税協定の目的）4

(e)　第七条（条約の濫用の防止）15(b)及び(c)

(f)　第八条（配当を移転する取引）3(b)(i)から(iii)まで

(g)　第九条（主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益）6

(h)　第十条（当事国以外の国又は地域の内に存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則）5及び(b)

(i)　第十一条（自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用）3(b)

(j)　第十三条（特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避）6(b)

(k)　第十四条（契約の分割）3(b)

(l)　第十六条（相互協議手続）5(b)

(m)　第十七条（対応的調整）3(a)

(n)　第二十三条（仲裁手続の種類）6

(o)　第二十六条（第六部の規定の適用対象）4

(a)から(o)までに掲げる規定に基づく留保は、この8に規定する一覧に含まれない対象租税協定については、適用しない。

9　1又は2の規定に従って留保を付する締約国は、寄託者に宛てた通告によって、いつでも当該留保を撤回し、又はより限定された留保に変更することができる。当該締約国は、次条（通告）6の規定に従い、当該留保の撤回又は変更の結果として求められる追加の通告を行う。第三十五条（適用の開始）7の規定が適用される場合を除くほか、当該留保の撤回又は変更は、

(a)　寄託者が当該留保の撤回又は変更の通告を受領する時においてこの条約の締約国である国又は地域のみとの間の対象租税協定に関しては、次のものについて適用する。

(i)　源泉徴収される租税に係る規定に関する留保については、当該留保の撤回又は変更の通告について寄託者が通報した日に開始する六箇月の期間が満了する年の翌年の一月一日以後に生ずる課税事象

(ii)　その他の全ての規定に関する留保については、当該留保の撤回又は変更の通告について寄託者が通報した日に開始する六箇月の期間が満了する年の翌年の一月一日以後に開始する課税期間に関して課される租税

(b)　寄託者が当該留保の撤回又は変更の通告を受領した日の後に一又は二以上の当事国がこの条約の締約国となる対象租税協定に関しては、この条約が当該当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日から適用する。

**第二十九条**　通告

1　5及び6並びに第三十五条（適用の開始）7の規定が適用される場合を除くほか、次の規定に基づく通告は、署名の時又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の時に行う。

(a)　第二条（用語の解釈）1(a)(ii)

(b)　第三条（課税上存在しない団体）6

(c)　第四条（双方居住者に該当する団体）4

(d)　第五条（二重課税の除去のための方法の適用）10

(e)　第六条（対象租税協定の目的）5及び6

(f)　第七条（条約の濫用の防止）17

(g)　第八条（配当を移転する取引）4

(h)　第九条（主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益）7及び8

(i)　第十条（当事国以外の国又は地域の内に存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則）6

(j)　第十一条（自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用）4

(k)　第十二条（問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避）5及び6

(l)　第十三条（特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避）7及び8

(m)　第十四条（契約の分割）4

(n)　第十六条（相互協議手続）6

(o)　第十七条（対応的調整）4

(p)　第十八条（第六部の規定の適用の選択）

(q)　第二十三条（仲裁手続の種類）4

(r)　第二十四条（異なる解決についての合意）1

(s)　第二十六条（第六部の規定の適用対象）1

(t)　第三十五条（適用の開始）1から3まで、5及び7

2　締約国が国際関係について責任を負う地域によって、又は当該地域のために締結された対象租税協定に関する通告については、当該地域が第二十七条（署名及び批准、受諾又は承認）1(b)又は(c)の規定に基づいてこの条約の締約国となるものでない場合には、当該地域の国際関係について責任を負う締約国が行う。この場合には、当該通告は、当該締約国によって当該締約国の対象租税協定に関して行われる通告と異なるものとすることができる。

3　署名の時に通告を行う場合には、当該通告は、批准書、受諾書又は承認書が寄託される時に確認されなければならない。ただし、5及び6並びに第三十五条（適用の開始）7の規定が適用される場合を除くほか、当該通告を含む文書において当該通告が最終的なものであることが明示される場合は、この限りでない。